相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都新宿区富久町三〇番地、最後の住所横浜市都筑区茅ヶ崎南二丁目一八番七―四一〇号　被相続人　亡　梶島美奈子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

横浜市青葉区市ケ尾町一〇六五番地五―一〇三号

相続財産管理人　司法書士　山﨑　敦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区大和町一丁目四六番地、最後の住所横浜市保土ヶ谷区常盤台一三番一号恵風ホーム　被相続人　亡　諸口　数男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

神奈川県鎌倉市岡本二丁目二番一―四一四号　相続財産管理人　松本　昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区東神奈川二丁目八番地七、最後の住所横浜市神奈川区羽沢町五五〇番地一若竹苑　被相続人　亡　森　キン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階　相続財産管理人　吉川知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県氷見市地蔵町三二六番地一一、最後の住所富山県氷見市地蔵町七番四八号　被相続人　亡　久保　治吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

事務所富山市西田地方町三丁目六番三〇号　富山みらい法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鍋谷　博志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡八百津町八百津三七二七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大野　咲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

事務所岐阜県岐阜市高田三―一七―二　雅事務所　相続財産管理人　田中　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区靖国町二丁目九四番地、最後の住所名古屋市中村区名駅南三丁目一三番三五号シャトレ愛松名駅南九〇二号　被相続人　亡　吉田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

名古屋市中区栄一丁目一一番六号秋月ハイツ五〇三号室　相続財産管理人　司法書士　村井　賢介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市善明寺一五三番地九、最後の住所和歌山市善明寺一五三番地の九　被相続人　亡　宮本　幸江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

和歌山市岡山丁三九番地　城下町ビル二階　相続財産管理人　弁護士　田邊　和喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県西伯郡日吉津村大字富吉一〇一八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　中口　惠光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

鳥取県米子市旗ヶ崎二丁目一〇番一八号　相続財産管理人　中井　健夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市佐伯区五日市町大字石内六四五三番地、最後の住所広島市佐伯区五日市町大字石内六七〇六番地の二　被相続人　亡　山崎　瑩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

事務所広島市中区八丁堀二―三一　広島鴻池ビルディング五階　相続財産管理人　弁護士　見之越常治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県田川郡香春町大字中津原九一七番地、最後の住所福岡県太宰府市大字向佐野五一五番地　被相続人　亡　助清　和男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年九月二十一日

福岡県直方市新町三丁目一番六号　相続財産管理人　司法書士　林　正隆

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成23年９月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①有限会社野島観光　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―511号　④有限会社野島観光　埼玉県朝霞市三原２丁目18番12号　代表取締役　野島清　⑤本社　埼玉県朝霞市三原２丁目18番12号　⑥平成元年４月15日　⑧平成23年１月31日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県朝霞市三原２丁目18番12号　有限会社野島観光　代表取締役　野島清